



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年4月22日金曜日 第2261号

### ◇ 目次 ◇

理容師法による講習会の指定.....	418
美容師法による講習会の指定.....	418
指定調査機関の調査事務の廃止の許可.....	418
指定情報公表センターの情報公表事務の廃止の許可.....	418
保安林の指定.....	418
保安林の指定の解除(2件).....	419
公共測量の終了の通知.....	419
土地改良事業の工事完了の届出.....	419
市営土地改良事業の施行の同意.....	419
建設業者の許可の取消し.....	420
土地改良区役員の就退任の届出(8件).....	420
開発行為に関する工事の完了.....	422
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	422
土地改良区役員の就退任の届出.....	424
道路の区域変更(県道城辺高茂岬線).....	424
道路の供用開始( " ).....	425

### 告示

#### ○愛媛県告示第535号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成23年4月22日

愛媛県知事 中村時広

- 講習会の名称  
管理理容師資格認定講習会
- 主催者  
東京都江東区有明3丁目7番地26号 有明フロンティアビルB棟9階  
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習日  
平成23年11月14日、平成23年11月21日、平成23年11月28日の3日間
- 講習場所  
松山市持田町3丁目8番15号  
愛媛県総合社会福祉会館
- 受講料  
18,000円

#### ○愛媛県告示第536号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成23年4月22日

愛媛県知事 中村時広

- 講習会の名称

#### 管理美容師資格認定講習会

- 主催者  
東京都江東区有明3丁目7番地26号 有明フロンティアビルB棟9階  
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習日  
平成23年11月14日、平成23年11月21日、平成23年11月28日の3日間
- 講習場所  
松山市持田町3丁目8番15号  
愛媛県総合社会福祉会館
- 受講料  
18,000円

#### ○愛媛県告示第537号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の41の規定により、次のとおり指定調査機関の調査事務の廃止を許可した。

平成23年4月22日

愛媛県知事 中村時広

指定調査機関の名称	指定調査機関の住所	調査事務を行う事務所の所在地	許可年月日
愛媛県国民健康保険団体連合会	愛媛県松山市高岡町10番地1	愛媛県松山市高岡町10番地1	平成23年3月31日
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	愛媛県松山市持田町3丁目8番15号	愛媛県松山市持田町3丁目8番15号	平成23年3月31日
特定非営利活動法人JMACS	愛媛県松山市千舟町六丁目1番地3	愛媛県松山市千舟町六丁目1番地3	平成23年3月31日

#### ○愛媛県告示第538号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の42第3項において準用する同法第115条の41の規定により、次のとおり指定情報公表センターの情報公表事務の廃止を許可した。

平成23年4月22日

愛媛県知事 中村時広

指定情報公表センターの名称	指定情報公表センターの住所	情報公表事務を行う事務所の所在地	許可年月日
愛媛県国民健康保険団体連合会	愛媛県松山市高岡町10番地1	愛媛県松山市高岡町10番地1	平成23年3月31日

#### ○愛媛県告示第539号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年4月22日

愛媛県知事 中村時広

- (1) 保安林の所在場所  
西条市下島山字東加納戸甲2596の1から甲2596の3まで、甲

2597、甲2598の1から甲2598の3まで、甲2599から甲2602まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字東加納戸甲2596の3・甲2598の1・甲2598の2・甲2599から甲2601まで(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、甲2598の3

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

松山市熊田乙174、乙177の1、乙179の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

熊田乙179の1(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所

松山市津和地3841の1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第540号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成23年4月22日

愛媛県知事 中村時広

1 解除に係る保安林の所在場所

西条市荒川字シヨウア谷乙105の3、字古田乙109の3、字竹川谷乙121の20、字シリタカ石乙124の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

○愛媛県告示第541号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成23年4月22日

愛媛県知事 中村時広

1 解除に係る保安林の所在場所

西宇和郡伊方町塩成字振峯乙210の4、乙211の5、乙212の3、字向山乙1037の3、川之浜字コアシロ2401の3、2401の4

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

指定理由の消滅

○愛媛県告示第542号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年4月22日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 公共測量(1/1,000、1/2,500、1/10,000地形図作成)

2 作業期間 平成22年5月11日から

平成23年3月15日まで

3 作業地域 松山市都市計画区域内

○愛媛県告示第543号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成23年4月22日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業(かんがい排水)	海山下池地区	平成23年3月25日

○愛媛県告示第544号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・奈良之木地区)の施行に平成23年4月13日同意した。

平成23年4月22日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

○愛媛県告示第545号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年 4 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
( 般 - 19 ) 第 8575 号	平成19年 12月13日	今治ヤンマー(株)	冠 範 之	今治市恵美須町2 - 8 - 3	平成23年 3月11日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 19 ) 第 13794 号	平成19年 8月18日	黒田建設	黒田富士雄	西条市丹原町高松甲682 - 3	平成23年 3月22日	建築工事業	建設業の廃止
( 般 - 18 ) 第 14925 号	平成19年 2月 8 日	(有)都市創造研究所	河村 克信	四国中央市土居町小林79 7 - 1	平成23年 3月23日	土木工事業 とび・土木工事業 石工事業、鋼構造物工事業 ほ装工事業	建設業の廃止
( 般 - 18 ) 第 14736 号	平成18年 5月10日	共和観光開発(株)	久門 渡	西条市神拝甲130 - 2	平成23年 3月28日	土木工事業、水道工事業	建設業の廃止
( 般 - 21 ) 第 15598 号	平成21年 7月23日	(有)小藪工業	小藪 隆夫	新居浜市西町5 - 8	平成23年 3月28日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 19 ) 第 1753 号	平成19年 10月18日	三電工業所	渡邊陽之助	今治市古国分1 - 1 - 31	平成23年 3月30日	管工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第546号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市久保田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 4 月22日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 原 博 政	松山市久保田町356番地
"	池 内 文 典	松山市久保田町321番地 3
"	竹 田 安 重	松山市久保田町338番地
"	秀 野 隆 昭	松山市久保田町369番地
"	沼 野 員 典	松山市久保田町365番地
"	嶋 屋 丈 夫	松山市久保田町341番地 2
監 事	小 川 邦 弘	松山市久保田町111番地 1
"	嶋 屋 忠 則	松山市久保田町367番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 原 博 政	松山市久保田町356番地
"	池 内 文 典	松山市久保田町321番地 3
"	竹 田 安 重	松山市久保田町338番地
"	秀 野 隆 昭	松山市久保田町369番地
"	沼 野 員 典	松山市久保田町365番地
"	嶋 屋 丈 夫	松山市久保田町341番地 2
監 事	小 川 邦 弘	松山市久保田町111番地 1
"	池 内 広 志	松山市久保田町340番地

○愛媛県告示第547号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市富久土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

旨の届出があった。

平成23年 4 月22日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 乃 井 洋 一	松山市富久町315番地
"	玉 井 紀 夫	松山市富久町467番地
"	竹 内 正 彦	松山市富久町320番地
"	玉 乃 井 晃	松山市富久町225番地
"	須 山 浩 光	松山市富久町319番地
"	高 橋 清	松山市富久町338番地
監 事	川 口 博 幸	松山市富久町317番地
"	玉 乃 井 和 利	松山市富久町223番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 紀 夫	松山市富久町467番地
"	玉 乃 井 晃	松山市富久町225番地
"	玉 乃 井 洋 一	松山市富久町315番地
"	玉 乃 井 和 利	松山市富久町223番地
"	竹 内 正 彦	松山市富久町320番地
"	須 山 浩 光	松山市富久町319番地
監 事	戒 能 謙 介	松山市富久町455番地
"	川 口 博 幸	松山市富久町317番地

○愛媛県告示第548号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市東長戸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 4 月22日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	仲 田 理 男	松山市東長戸三丁目 3 番 8 号
"	岡 本 昌 人	松山市東長戸二丁目 9 番36号
"	永 田 時 雄	松山市東長戸二丁目11番23号
"	門 屋 正 寛	松山市東長戸三丁目 1 番 5 号
"	高 松 康 夫	松山市東長戸三丁目 7 番37号
"	高 松 寿 幸	松山市東長戸三丁目11番46号
"	安 田 稔	松山市東長戸二丁目10番24号
監 事	浅 岡 環	松山市東長戸一丁目 2 番17号
"	安 田 淪	松山市東長戸三丁目 3 番 7 号
"	高 松 宏	松山市東長戸三丁目 9 番21号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	仲 田 理 男	松山市東長戸三丁目 3 番 8 号
"	門 屋 章 範	松山市東長戸三丁目10番32号
"	永 田 時 雄	松山市東長戸二丁目11番23号
"	門 屋 正 寛	松山市東長戸三丁目 1 番 5 号
"	高 松 康 夫	松山市東長戸三丁目 7 番37号
"	永 田 利 久	松山市東長戸二丁目10番25号
"	安 田 稔	松山市東長戸二丁目10番24号
監 事	浅 岡 環	松山市東長戸一丁目 2 番17号
"	安 田 淪	松山市東長戸三丁目 3 番 7 号
"	永 田 光 孝	松山市東長戸二丁目 7 番35号

○愛媛県告示第549号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市南吉田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 4月22日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502番地
"	神 野 吾	松山市南吉田町1515番地
"	藤 内 栄	松山市南吉田町1056番地
"	堀 岡 公 男	松山市南吉田町2801番地
"	山 崎 保	松山市南吉田町1121番地
"	高 橋 寛	松山市南吉田町1776番地
"	関 谷 清	松山市南吉田町1052番地
"	伊 豫 田 彪	松山市南吉田町1105番地
"	鷓 籠 洋	松山市南吉田町910番地
"	河 崎 文 夫	松山市南吉田町914番地
"	和 田 康 次 郎	松山市南吉田町1305番地 1
"	高 須 賀 宏 一	松山市南吉田町338番地 2
"	木 村 辰 夫	松山市南吉田町1796番地 3
監 事	新 田 時 宣	松山市南吉田町1098番地
"	土 屋 博 文	松山市南吉田町1050番地
"	神 野 満 行	松山市南吉田町1515番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502番地
"	神 野 吾	松山市南吉田町1515番地
"	藤 内 栄	松山市南吉田町1056番地
"	堀 岡 公 男	松山市南吉田町2801番地
"	山 崎 保	松山市南吉田町1121番地
"	高 橋 寛	松山市南吉田町1776番地
"	関 谷 清	松山市南吉田町1052番地
"	伊 豫 田 彪	松山市南吉田町1105番地
"	鷓 籠 洋	松山市南吉田町910番地
"	河 崎 文 夫	松山市南吉田町914番地
"	鷓 籠 高	松山市南吉田町1087番地
"	高 須 賀 宏 一	松山市南吉田町338番地 2
"	木 村 辰 夫	松山市南吉田町1796番地 3
監 事	新 田 時 宣	松山市南吉田町1098番地
"	土 屋 博 文	松山市南吉田町1050番地
"	神 野 満 行	松山市南吉田町1515番地

○愛媛県告示第550号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市谷町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 4月22日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 岡 勲	松山市谷町132番地
"	寺 井 雅 信	松山市谷町330番地
"	宮 崎 賢 二	松山市谷町甲133番地 1
"	山 口 宏	松山市谷町14番地
"	門 屋 吉 夫	松山市谷町38番地 2
"	寺 井 昭 男	松山市谷町甲26番地 3
"	門 屋 浩 美	松山市谷町甲36番地 1
"	宮 崎 純 也	松山市谷町474番地 2
"	門 屋 泰 三	松山市谷町316番地
監 事	門 屋 一 臣	松山市谷町306番地
"	宮 崎 澄 雄	松山市谷町474番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 岡 勲	松山市谷町132番地
"	樋 口 正 俊	松山市谷町379番地
"	宮 崎 賢 二	松山市谷町甲133番地 1
"	山 口 宏	松山市谷町14番地
"	門 屋 吉 夫	松山市谷町38番地 2
"	寺 井 昭 男	松山市谷町甲26番地 3
"	門 屋 浩 美	松山市谷町甲36番地 1
"	門 屋 一 臣	松山市谷町306番地

〃	門 屋 泰 三	松山市谷町316番地
監 事	寺 井 雅 信	松山市谷町330番地
〃	宮 崎 澄 雄	松山市谷町474番地 1

〃	野 本 泰 夫	松山市馬木町131番地
〃	渡 部 淳 孝	松山市馬木町52番地
〃	矢 野 健 次	松山市馬木町310番地
監 事	矢 野 幸 夫	松山市馬木町143番地
〃	須 賀 素 臣	松山市馬木町93番地

○愛媛県告示第551号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市馬木町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 4月22日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 本 剛 三	松山市馬木町155番地
〃	大 内 博 久	松山市馬木町198番地 1
〃	野 中 弘 文	松山市馬木町96番地 1
〃	須 賀 達 志	松山市馬木町106番地 1
〃	野 本 泰 夫	松山市馬木町131番地
〃	渡 部 淳 孝	松山市馬木町52番地
〃	矢 野 健 次	松山市馬木町310番地
監 事	矢 野 幸 夫	松山市馬木町143番地
〃	須 賀 素 臣	松山市馬木町93番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 本 剛 三	松山市馬木町155番地
〃	大 内 博 久	松山市馬木町198番地 1
〃	野 中 弘 文	松山市馬木町96番地 1
〃	須 賀 達 志	松山市馬木町106番地 1

○愛媛県告示第552号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市吉藤土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成23年 4月22日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	二 神 政 志	松山市吉藤五丁目11番 1号

○愛媛県告示第553号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市高岡土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成23年 4月22日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	竹 内 嘉 重	松山市高岡町260番地

○愛媛県告示第554号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 4月22日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
23中局建（開）第2号 平成23年 4月15日	伊予郡松前町大字東古泉字高樋519番 1、520番 1、521番 1、522番 1	大阪府吹田市江坂町二丁目 1 番11号 株式会社あきんどスシロー

○愛媛県告示第555号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県宇和島保健所及び宇和島市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成23年 4月22日

愛媛県宇和島保健所長 富 田 直 明

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
鹿島建設 株式会社

- 東京都港区元赤坂 1 丁目 3 番 1 号  
代表取締役社長 中村 満義
- 事業場の名称及び所在地  
平成22 - 24年度 近家トンネル第 1 工事  
愛媛県宇和島市津島町近家
- 特定施設に関する事項

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第55号「生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり22.5立方メートル処理

工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	断続使用	
特定施設の1日当たりの使用時間	4時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2,500 最大 3,000
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 24 最大 30	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 沈殿槽

工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
処理施設の種類	物理処理	
処理施設の型式	沈殿槽	
処理施設の構造	鋼板製	
処理施設の主要寸法	縦 5.0メートル 横 1.915メートル 高さ 1.3メートル	
処理施設の能力	1時間当たり5立方メートル処理	
汚水等の処理の方式	自然沈降	
処理施設の使用時間間隔	連続	
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし	

処理施設に	項目	処理前	処理後
よる処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2,500 最大 3,000	通常 250 最大 300
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 24 最大 30	通常 24 最大 30

備考：処理後の汚水は、特定施設の用水として再利用する。

(2) 濁水処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後30日		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種類	物理処理+化学処理		
処理施設の型式	スギジェット式シクナー		
処理施設の構造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦 15メートル 横 6.5メートル 高さ 5.4メートル		
処理施設の能力	1時間当たり30立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿 + pH調整		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に	項目	処理前	処理後
よる処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2,500 最大 3,000	通常 20 最大 25

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.075 最大 1.0	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 154.2 最大 358.5	通常 154.2 最大 358.5

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 20 最大 25
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 154.2 最大 358.5

○愛媛県告示第556号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、保内町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 4月22日

愛媛県南予地方局長 山本 龍典

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 田 治	八幡浜市保内町喜木1番耕地397番地
"	真 田 寿 広	八幡浜市保内町喜木2番耕地527番地
"	中 岡 勇 二	八幡浜市保内町喜木3番耕地167番地
"	二 宮 賢 光	八幡浜市保内町須川332番地2
"	水 関 志 保	八幡浜市保内町須川367番地1
"	菊 池 洋 一	八幡浜市保内町川之石2番耕地78番地2
"	山 本 幸 司	八幡浜市保内町川之石4番耕地389番地1
"	寺 谷 雅 仁	八幡浜市保内町川之石1番耕地165番地1

"	松 田 武 志	八幡浜市保内町宮内1番耕地599番地1
"	河 野 信 也	八幡浜市保内町宮内2番耕地989番地
"	田 上 稔	八幡浜市保内町宮内10番耕地674番地2
"	菊 池 和 博	八幡浜市保内町宮内6番耕地216番地
"	大 上 昭	八幡浜市保内町宮内5番耕地221番地3
"	白 石 剛 志	八幡浜市保内町宮内1番耕地555番地3
"	土 居 下 勝 利	八幡浜市保内町磯崎1487番地2
"	増 田 澄 夫	八幡浜市保内町磯崎1787番地
"	二 宮 敏 行	八幡浜市保内町喜木津2番耕地902番地
"	柴 田 紳 一 郎	八幡浜市保内町広早474番地1
監 事	河 野 幸 典	八幡浜市保内町須川426番地
"	久 保 勇	八幡浜市保内町川之石12番耕地122番地
"	兵 頭 一 男	八幡浜市保内町宮内9番耕地284番地
"	得 能 亀 雄	八幡浜市保内町磯崎1256番地
理 事	橋 岡 公 正	八幡浜市保内町川之石13番耕地110番地
"	宮 竹 萬 治 郎	八幡浜市保内町磯崎1301番地2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	植 田 恭 彦	八幡浜市保内町喜木1番耕地485番地
"	城 頭 正	八幡浜市保内町喜木2番耕地539番地
"	中 岡 福 夫	八幡浜市保内町喜木3番耕地187番地2
"	曾 我 孝	八幡浜市保内町須川442番地
"	二 宮 弘 規	八幡浜市保内町須川1107番地1
"	矢 野 福 雄	八幡浜市保内町川之石4番耕地83番地
"	鳥 井 徳 則	八幡浜市保内町川之石2番耕地92番地
"	寺 谷 雅 仁	八幡浜市保内町川之石1番耕地165番地1
"	白 石 隆 幸	八幡浜市保内町宮内5番耕地59番地
"	玉 井 幸 紀	八幡浜市保内町宮内4番耕地483番地8
"	兵 頭 一 男	八幡浜市保内町宮内9番耕地284番地
"	河 内 長 幸	八幡浜市保内町宮内6番耕地10番地4
"	佐 々 木 和 雄	八幡浜市保内町宮内5番耕地171番地
"	白 石 勝 一	八幡浜市保内町宮内1番耕地1027番地
"	宮 竹 萬 治 郎	八幡浜市保内町磯崎1301番地2
"	増 田 澄 夫	八幡浜市保内町磯崎1787番地
"	二 宮 敏 行	八幡浜市保内町喜木津2番耕地902番地
"	柴 田 紳 一 郎	八幡浜市保内町広早474番地1
監 事	大 谷 弘 幸	八幡浜市保内町須川2464番地
"	久 保 勇	八幡浜市保内町川之石12番耕地122番地
"	平 家 功	八幡浜市保内町宮内6番耕地278番地
"	岡 本 恵	八幡浜市保内町磯崎2161番地
理 事	二 宮 通 明	八幡浜市保内町喜木3番耕地224番地
"	谷 口 治 正	八幡浜市保内町宮内2番耕地118番地2

○愛媛県告示第557号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年4月22日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	城辺高茂岬線	南宇和郡愛南町船越344番から 同町船越385番2まで	旧	メートル 15.1~25.5	キロメートル 0.028	
			新	25.3~36.0	0.028	

○愛媛県告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年4月22日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	城辺高茂岬線	南宇和郡愛南町船越344番から 同町船越385番2まで	平成23年4月22日